

(TEL. 011-530-1000)

各 位

会 社 名 株式会社アークス 代表者名 代表取締役社長 横山 清 (コード:9948 東証プライム、札幌) 問合せ先 取締役副社長執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年5月24日開催予定の当社第61期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2022年5月24日(火)定款変更の効力発生日2022年5月24日(火)

以 上

現行定款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示と	
みなし提供)	
第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類 および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省 令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法で開示する ことにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
	(電子提供措置等)
(新 設)	第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変 更 案
	(附則)
(新設)	第1条 現行定款第17条 (株主総会参考書類 等のインターネット開示とみなし 提供)の削除および変更案第17条 (電子提供措置等)の新設は、2022 年9月1日から効力を生ずるもの
	<u>とする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、2023年2
	月末までの日を株主総会の日とす る株主総会については、現行定款第 17条はなお効力を有する。
	3 本附則は、2023年3月1日または前 項の株主総会の日から3か月を経 過した日のいずれか遅い日後にこ れを削除する。

以 上